欧州連合内におけるロマの人びとに対する 排外主義と日本におけるズレ

金子マーティン (IMADR事務局次長)

欧州人権条約第4条「外国人の集団的追放 の禁止! および欧州連合 (EU) 基本権憲章の 第18条第1項が定めるEU市民のEU圏内で の「自由な移住の権利」を無視した行為、つ まり 2007 年から EU 加盟国になったルーマ ニアやブルガリア出身のロマを数千人単位で 強制追放処分にするという法律違反をフラン スやデンマークの政府が 2010 年夏に犯した。

法律違反まで犯してロマを自国から駆逐し た国々はもちろんのこと、EUの政策執行機 関である欧州委員会も批判を免れない。同委 員会の副委員長ヴィヴィアン・レディングは 強い調子でサルコジ政権を批判し、民族差別 および EU 法違反でフランス政府を欧州司法 裁判所に告発すると9月14日に予告した。 だが、その2週間後に欧州委員会はレディン グの予告を見送り、フランス政府が EU 法に 準拠した国内法を10月15日までに制定す るよう勧告するに留めた。フランス政府から の回答が期日までになかった欧州委員会は今 度、2011年1月末日までにロマ関連の新法 をフランスが執行しないかぎり、数千人の口 マを強制送還した件で提訴の手続きを取らざ るを得ないと決定した。ところが、そのわず か4日後に欧州委員会は自らの決定をまたも や後退させ、フランス政府が犯した EU 法違 反の行為に対する法的手段を「とりあえず棚 上げにする」と表明した。

その人権侵害問題については『解放新聞』 第2496号(2010年11月29日)と『部落解放』 第639号(2011年1月号)や『寄せ場』№24 (2011年5月30日) で報告したが、もう一度そ の事件の概要を述べる。問題の発端はフラン ス中部のロワール・エ・シェール県サン・テ ニャン村でフランス国籍者の無実のロマ青年 が警察官に射殺され、その蛮行に対してロマ の若者を中心とする抗議活動が起きたことに ある。事件の直後からフランスの憲兵隊は数 百力所を数えるロマ・キャンプ (野営地) の強 制撤去を開始、10日後の7月28日にサルコ ジ大統領はロマの強制送還計画を発表、射殺 事件のほぼ1ヶ月後の8月19日から正規滞 在者をも含むルーマニアやブルガリア出身の ロマが出身国へ強制送還がされた。そして、 「自発的」に立ち去ったロマに対しては、大 人一人 300 ユーロ、子ども一人 100 ユーロの 「生活再建支援金」をフランス政府は支給し た。そのような涙金でどうやって生活が再建 できるというのだろうか。

サルコジ政権のその違法行為に対して、世

フランス人にとって 私たちは目の上のたんこぶ イタリア人、スロワキア人や そのほかの人々にとっても。 窮乏生活から逃れようとすると 300ユーロの小遣い銭をあたえ 食糧難と病魔が はびこる出身地へ押し戻す。 世の中にとって 私たちの価値はわずかの300ユーロ。



詩人イリア・ヨヴァノヴィッチ

これは2010年11月に病死したロマの詩人イリア・ヨヴァ ノヴィッチ (1950-2010) が亡くなる数カ月前に作詞した 詩である。訳は金子マーティン

出典: JOVANOVIĆ Ilija, Mein Nest in deinem Haar / Moro kujbo ande ćire bal (『あなたの髪のなかの私 の巣』), Drava Verlag, Klagenfurt-Wien/Celovec-Dunaj, 2011, 55ページ.

界各地の人権団体が抗議活動を展開した。日 本でも9月26日に部落解放同盟の組坂繁之 委員長と IMADR-JC 代表がフランス大使館を 訪れ、フランス政府の人種差別政策に抗議す る申し入れを行った。また、フランス国内を はじめとした EU 各地でロマ強制追放に抗議 するデモが続発したばかりか、各国の新聞も フランス政府を厳しく批判した。たとえば、 フランス政府によるロマの追放政策は「政策 の失敗から国民の目をそらすための陽動作 戦」だとスイス紙が報じ、スロヴァキア紙は 「不況と財政抑制政策で強まった国民の政府 に対する不満の避雷針としてロマ問題が利用 された」と指摘、イギリス紙も「政治改革の 失敗を覆い隠すためサルコジ大統領はロマ問 題を利用した」と分析した。フランス政府の 行為は「EU 全体の恥」だとスウェーデン紙 は指摘、ルクセンブルク紙も「フランスはヨー ロッパの面汚し」だと批判、フランス政府 は「人権の補習授業を受ける必要がある」と ベルギー紙は皮肉った。しかし、フランス政 府による人権侵害を批判するような内容の記 事を日本の新聞から見出すことはできなかっ た。

フランスからロマが強制送還されること になった当事国の新聞もその問題を報じた。 ルーマニアの新聞は、「フランス政府はロマ をスケープゴートとして利用している。フラ ンスの財政悪化の責任をロマに転嫁すること はできない」と的を射た報道をした。また、 ブルガリアのある週刊誌も、「これはロマ問 題などではなく、問題の根幹は新しく EU に 加盟した経済発展後進国のブルガリアとルー マニアが直面する貧困にこそある。貧困から の逃避はロマから始まったわけでもなく、教 養のある多くのブルガリア市民もすでに西側 へ逃亡した」と、問題の本質を鋭くついた記 事を掲載した。西ヨーロッパ諸国と比べて経 済的に立ち遅れており、市民の大多数が貧困 にあえぐ東ヨーロッパ諸国は、そもそもなぜ EU 加盟国になれたのだろうか。それはドイ ツやフランスを中心とした西側大資本がその 触手を東欧諸国にも伸ばしたかったからにほ かならない。

フランスにおけるロマ差別はどんどんエス カレートし、フランス政府によるナチス張り のロマに対する人権侵害が10月初旬に暴露 された。フランス憲兵隊の「放浪者犯罪撲滅 本部」がロマ家族の家系図や人名リストを作 成し、国際法・国内法の双方に違法している ことをフランスのル・モンド紙が素っ破抜い た。また、10月28日早朝2時、仮面をかぶっ た武装集団がパリ郊外のロマ30家族ほどが 暮らすキャンプを襲撃、拳銃を乱射しながら フランスから立ち去るようロマを脅迫した。 フランス政府によるロマ強制追放を批判した 世界各国の抗議活動もなんのその、欧州委員 会による告訴をとりあえずは心配する必要が なくなったフランス政府は、ロマ追放政策を 続行、11月末段階までに1万3000人のロマ を追い払った。

今年3月以降、問題視されているのは極右 準軍事組織「ハンガリー防衛団」によるハン ガリー居住のロマに対する暴力行為の続発だ が、なぜかそれを日本の新聞は報じない。

誤報と呼称問題

次に日本のマスコミや「ジプシー研究者」 を自任する論者がロマの直面する人権問題に どのように対応をしているのかを見よう。人 口 1200 万人と推定される EU 圏内のロマは EU 最大の被差別集団だが、日本はロマが暮 らしていない世界でもまれな一国である。多 くの日本国民はロマの人権問題を自分たちと 無関係な「対岸の火事」くらいにしか捉えて いないかのようだが、その結果ロマ問題の認 識に著しいズレがあることも否めない。その 現実を自己認識することこそが重要だと考え るので、あえて「日本のズレ」を問題化する。

昨年9月末段階でフランス政府はすでに8 千人を越えるロマを国外追放にしていたが、 『朝日新聞』は9月30日と10月20日と11 月5日のどの記事でも、「1千人以上」と矮小 化報道をした。また、フランス政府がロマの 「摘発を強めたきっかけは、路上生活者の警 察署襲撃だった」とも報じ、その「警察署襲撃」 にいたった背景を完全に黙殺した。事実関係 を読者に正しく伝えない新聞は、偏見と差別 意識の流布と助長に荷担しているといわざる を得ない。「2010年7月16日に、フランス 中部のサン・テニャン村で無免許運転をした 22歳のロマ青年ルイジを、国家憲兵隊(ジャ ンダルム) が射殺したことに抗議したロマの家 族が車を焼いたり、街路樹を切り倒したり、 商店のウィンドーを壊したりした」(関口義人 『ジプシーを訪ねて』、岩波新書、2011年)。 そして、 警察署襲撃もそのときに起きた。だが、フラ ンス国籍者のロマ青年ルイジは「無免許運転」 などしていない。彼は友人ミゲルが運転する 自動車の同乗者だった。その車を目掛けて警 察官が暗闇から突然発砲、弾は助手席に座っ ていたルイジに命中した。

警察署襲撃の背景をほぼ正確に記した関根 氏の著作ではあるが、同書は見過ごせない 数々の問題点も含む。そのうちの一点のみ、 「ジプシー」という呼称問題に絞って検討す る。1971年4月にロンドンで開催された「世 界口マ会議」に「集まった14カ国のリーダ たちは、公式に『ロマ』を呼称することを決 議した」ことを関口氏は紹介する。だが、そ の会議で「ロマに対して非ロマが貼るジプ シー、ツィゴイナーやヒターノなどすべての 人種主義的なレッテルにわれわれは抗議す る」と決議されたことを黙殺し、「本書がテー マとしてとりあげる人びとの総称として『ジ プシー』の語を使用する」という結論に達す

「ジプシー」などの他称で呼ばれた人びと はスィンティ、カーレ、ロマニチャルなど無 数のサブ・グループに細分化される。その総 称として「ロマ」を使うことを「世界ロマ会議」 が40年ほど前に決定し、現在は国際機関で も EU 圏内でも「ジプシー」の公用語が「ロマ」 になっている。今年2月、次のようなことが あった。200万人以上の「ジプシー」が暮ら すルーマニア (Romania) で、国名がロマ (Roma) の語に酷似しているため、それはルーマニア 国のイメージ・ダウンにつながると、「ツィ ガーニ」という旧来の蔑称を公的に再導入し ようというキャンペーンが繰り広げられた。 だが、それに対してルーマニア国内外で抗議 活動が起こり、ルーマニア国会はその提案を 葬り去るほかなかった。

多数派社会構成員が使いつづけてきた他称 =蔑称ではなく、当事者自らが選択した自称 が使用されるべきなのである。それは「ポリ ティカル・コレクトネス」、 つまり人種・民族・ 宗教・性などの偏見を含まない公平な表現の 使用に関連した民主主義的課題である。日本 の権威ある出版社が「ジプシー」という蔑称 を題名に含む本を出版したことを、ポリティ カル・コレクトネスの観点からとても残念に 思う。「放送では『ジプシー』っていう表現 を避けてください」と日本放送協会のディレ クターに注意されたことに対し、関口氏は 「『言葉狩り』のよう」だと不平を表明するが、 ディレクターの危惧はポリティカル・コレク

トネスの観点から極めて正当だろう。「『ジプ シー』という呼び名(呼称)」について、「日 本でこの言葉に明確な差別を感じる人など、 どれだけいるのだろう」と関口氏は自問する。 まさに内向きで反国際的な観点そのものでは ないだろうか。

「当事者が侮辱的であると認識する『差別 語』を、日本人のみが使いつづけても構わな いとする論理的な根拠はない」と8年前に書 いた(IMADRロマプロジェクトチーム編『「ロマ」 を知っていますか』、解放出版社、2003年)。 自己 変革を頑強に拒絶する日本人のため、その言 葉を今回も繰り返す。

バンド名に「ジプシー」の語を冠したロマ・ バンドは確かにいくつもある (たとえばフラン スの「ジプシー・キングス」)。また、ロマ自身が 結成した自主的組織でさえ「ジプシー」の語 をその団体名に含む組織もある(たとえばオー ストリアの「ジプシー・ミュージック協会」)。だが、 被差別者自らが多数派の使う他称=蔑称=差 別語を使うのと、部外者が差別語を使うのと では次元がまったく異なる。全国水平社の宣 言にも「吾々がエタである事を誇り得る時が 来た」という言葉があるが、被差別部落民以 外の人びとが「エタ」の語を使えば糾弾の対 象になった。被差別者が多数派の使う蔑称を 使って自らを呼ぶことは、被差別者の数少な い特権の一つだろうし、何よりも多数派に対 する皮肉が込められている。そのことを多数 派に属する人びとはまず認識し、自分たちが 被差別者に対して蔑称を使った場合、そのよ うな言葉を投げ掛けられた被差別者との共存 が間違いなく困難になることにも気づいてい ただきたい。

ロマは日本で暮らしていない。だが、その 現状自体は当事者の大多数が願望し、国際社 会の大勢にもなってきたことに日本がいつま でも背いて「ジプシー」という当事者の大半 が不快感を覚える用語を使いつづけることを 是認することにはならないだろう。そろそ ろ日本でも意識変革をするのが得策ではな いだろうか。ロマ自身が運営するウェッブ サイト、Patrin =木の葉 (http://www.reocities. $com/\sim patrin/rights.htm)$ \mathcal{O} Romani Rights $=\square$ マの権利を参照してください。Call Us Roma, Not Gypsies (「われわれをジプシーでなく、ロマと 呼んで」) という叫びが目に飛び込んでくるで しょう。

(かねこ まーてぃん)